

県内都市の将来像を審議する第200回群馬県都市計画審議会を開催します。

群馬県では、県内都市の将来像を決定するため、都市計画区域区分、都市計画道路の決定・変更等の審議を行う「都市計画審議会」を開催しています。

以下の日程により審議会を開催しますので、傍聴を希望される方は、審議会当日の午前9時45分までに群馬県庁29階 第1特別会議室までお越しください。

1. 開催日時 : 令和5年6月28日(水) 午前10時 開会
2. 開催場所 : 群馬県庁29階 第1特別会議室都市計画道路
3. 審議議案 : 2議案を予定(詳細は別紙)
4. 傍聴定員 : 5名

※傍聴者は原則先着順に決定しますが、午前9時45分の時点において傍聴希望者が定員を超えている場合は抽選となります。また、午前9時45分までに来場されない場合、傍聴できませんので御注意ください。

なお、審議議案について群馬県都市計画審議会が当日に非公開と決定した場合には傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

(前回の審議状況)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11 住み続けられる
まちづくりを



第1号議案 伊勢崎都市計画区域区分の変更（国領町産業団地地区の決定）について

伊勢崎市の南部に位置する本地区は、隣接する伊勢崎南部第三工業団地と一体的な土地利用が可能な区域であり、近接する国道462号を經由し東毛広域幹線や関越自動車道本庄児玉ICへの交通アクセス性に優れた区域となっています。

群馬県の都市計画区域マスタープランでは産業拠点として位置づけられ、伊勢崎市都市計画マスタープランでは土地利用検討地(工業系利用地)として位置づけられています。

今回、本地区において新たな産業団地造成の実施が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入するものです。

第2号議案 渋川都市計画道路の変更（3・5・10号八幡前坂下線ほか2路線の変更）について

- 3・5・10号八幡前坂下線については、一部の区間を廃止し名称を変更すると共に、車線数を決定するものです。

既 決 定:L=約1,860m、W=12m

変 更 後:L=約 700m、W=12m 2車線

- 3・6・19号関屋橋線については、起点を伊香保交差点に変更し、あわせて車線数を決定するものです。

既 決 定:L=約690m、W=8m

変 更 後:L=約840m、W=8m 2車線

- 3・6・20号伊香保中之条線については、路線を廃止するものです。

既 決 定:L=約845m、W=8m

変 更 後:廃止

【参考】「群馬県都市計画審議会」（設置の根拠：都市計画法第77条）

群馬県都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき設置された審議会で、主に県が都市計画を定める場合に、その内容について調査審議する機関です。

都市計画は、将来の都市の姿を決定することになるため、都市計画を定めるときは、行政機関だけではなく、学識経験者や議会の議員、国の機関及び市町村の長などで構成される本審議会の調査審議を経ることとなっています。

『群馬県都市計画審議会』 <http://www.pref.gunma.jp/06/h5810003.html>